

地方団体支援関係規定運用方針（試案）

1 趣旨

災害対策基本法の改正、災害救助法の内閣府移管等を踏まえ、被災地の実情に即した総合的かつ継続的な支援（地方団体の応援、職員の派遣等をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係規定における運用方針等について、予め明らかにしておくものである。

なお、この方針は、地方団体の意見も踏まえ、必要に応じ、随時見直しを行うものとする。

2 対象関係規定

次の場合を対象とする

- ① 災害対策基本法の次の規定により、要請があった場合
 - ・ 第74条の2第1項の規定による「応援の求め」の求め
 - ・ 第86条の6第2項の規定に基づく広域一時滞在に関する助言の求め
 - ・ 第30条第2項の規定に基づく職員派遣の斡旋の求め
- ② 災害対策基本法第74条の2第3項の規定を適用する場合
- ③ 災害救助法第31条の規定を適用する場合

なお、②及び③の規定の適用については、地方団体の支援は応援協定等による自主的主体的な取組みが基本であることにかんがみ、首都直下地震、南海トラフ地震等著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合を想定するものとする。

3 効果的効率的支援

内閣府及び消防庁並びに地方団体は、効果的効率的支援に資するため、作業チームを設け、次の事項に取り組むものとし、内閣府及び消防庁は、地方団体の取組み支援のため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

① 自己完結型パッケージ支援標準プログラムの作成等

被災自治体の受援負担を軽減し、被災地の実情に即して総合的継続的支援を実施するため、都道府県（又は広域連合）及び区域内関係市町村が連携して行う、災害対応フェーズに応じた標準的な支援プログラムを作成する。なお政令市については、大都市災害時相互応援に関する協定による応援メニュー等の活用も検討する。

各都道府県においては、支援プログラムを円滑、迅速、的確に実施できるよう、その実情に応じ、区域内市町村との共同実施体制の構築に努めるものとする。

(例)

- ・ 災害対策支援本部の設置及び事務
支援方針の決定、支援チームの派遣、物資支援、国・現地連絡調整等本部等との連絡調整等その他本部の運営に関する事項
- ・ 現地連絡調整等所の設置及び事務
消防に同行する等による初期被災地情報の収集、情報連絡体制の構築
災害対応についての助言
被災地のニーズ把握及び支援チーム派遣調整等
被災地における支援チームの後方支援
その他現地における支援の実施に必要な事項
- ・ 必要物資の調達、輸送、分配プログラム
- ・ 職員の応援、派遣プログラム
医療支援（心のケア含む）、物資支援、水道・下水道・道路などライフライン等復旧支援、避難所運営支援、罹災証明等支援、その他行政業務支援（DMA・TEC-FORCEとの連携）
- ・ ボランティア等の活動調整等プログラム
ボランティア等（主に支援本部経由を対象）の活動調整等、後方支援等
- ・ 広域一時滞在者の受入プログラム
- ・ 支援のための資機材、物資、要員の確保プログラム
- ・ その他

② 支援のための資機材、物資等の標準化規格化の推進

支援のための資機材、物資等について、災害対応フェーズも勘案しつつ、関係省庁の協力も得て、標準化規格化を推進する。

③ 防災情報の共有化推進のためのシステム、データ形式等の見直しの推進

④ 関係省庁ごとの支援調整等システムとの連携・整合の確保の推進

3 関係規定の運用

関係規定の運用に当たっては、次に定めるところにより、関係地方団体に対し必要な要請等を行うものとする。その際、実際の災害の状況に応じ、迅速かつ的確なものとなるよう弾力的な運用に留意するものとする。なお、災害発生都道府県内における支援の分担については、被災市町村の意見等を踏まえ、原則として、当該都道府県の災害対策本部で定めるものとする。

また、災害対応フェーズの変遷、支援元地方団体の負担、既定応援協定状況、対応の

中長期化等を踏まえ、状況に応じ、関係地方団体等の意見も聞きつつ、適時適切に必要な見直しも行うものとする。

国は、支援元地方団体の求めに応じ、必要な支援物資等の供給や関係機関との調整等を行うものとする。

① 第一次支援地方団体（別表第１）

原則として第一次的に支援を行う地方団体を第一次支援地方団体とし、災害発生都道府県ごとに、別表第１に掲げる地方団体とする。

② 支援準備地方団体（別表第２）

上記の第一次支援地方団体のほか、支援の準備を行う地方団体を支援準備地方団体とし、災害発生都道府県ごとに別表第２に掲げる地方団体とする。

③ 首都直下地震等支援地方団体（別表第３）

首都直下地震、南海トラフ地震等については、著しい被害が想定されることから、別表第３により、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での支援を行うものとする。

④ 機動支援地方団体（別表第４）

都道府県及び政令市で、必要に応じ、機動的な支援活動を要請する地方団体を、別表第４のとおりとする。

※ 別表については、地方団体等の意見も聞きつつ、早期に策定していく。

(参考) 関係条文

○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（職員の派遣のあつせん）

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（内閣総理大臣による応援の要求等）

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災

害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
- 6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

- 第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

○ 災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。